

第8回 京都市公契約審査委員会 会議録

- 1 日 時 令和5年7月20日（木）午前10時00分から11時30分まで
- 2 場 所 サンサ右京3階 交通局大会議室
- 3 出席者 松島格也委員長、柏原千夏委員、川勝健志委員、土淵誠委員、中野雄介委員、西野佐弥香委員、野田崇委員（五十音順）
以下、京都市
西川千嘉子行財政局管財契約部長、下久保一博同部契約課長、松芝和幸上下水道局総務部契約会計課長、清水博之交通局企画総務部企画総務課長ほか
- 4 傍聴者 6名
- 5 会議録
 - (1) 管財契約部長挨拶
 - (2) 新任委員紹介
新しく委員に就任した委員を紹介（土淵委員、中野委員、西野委員、松若委員）
 - (3) 議事
 - ア 委員長の互選等
(公契約審査委員会について)
 - ・ 委員長を互選し、松島委員長に決定
 - ・ 松島委員長が野田委員を委員長職務代理に指名
(契約審査専門部会について)
 - ・ 松島委員長が部会長を兼任
 - ・ 松島委員長が川勝委員、西野委員、野田委員、松若委員を部会員に指名
 - ・ 松島委員長が野田委員を部会長職務代理に指名
 - イ 契約審査専門部会の結果報告（事務局から資料に基づき説明）
 - ウ 京都市公契約基本条例の取組状況（事務局から資料に基づき説明）

令和4年度契約審査専門部会の結果について

西野委員

第2回部会で審査された4案件目の設計業務委託について、一般競争入札の契約方式を採られたようだが、このときの参加資格はどういった設定か。

設計業務委託に関しては、日本建築学会等で価格のみの競争入札だけでは設計者の力量を確認できないということで、それ以外の方法を推奨しているところであるため伺う。

事務局

本件は、入札による価格競争であった。価格競争による本市の測量・設計等の発注方法には大きく分けて2種類あり、1つは、あらかじめ各業者のこれまでの実績や技術者数等を基に、例えば建築設計では、A等級、B等級に分けて格付けておき、入札時は参加資格として等級を指定する発注。

もう1つは、国や地方公共団体等が発注した過去一定期間内の類似の業務を履行した実績を有することを入札参加資格とする発注である。

本件は、参加資格として等級を指定して発注している。

西野委員

市内で格付等級業者は何者あるのか。

事務局

建築設計では、A等級が26者、B等級が60者ある。

公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保

中野委員

京都市公契約基本条例の中で、地域経済の活性化及び雇用の創出を図ること、市内中小企業への発注が原則ということだが、最近の社会情勢が変化しており、雇用の創出も重要ではあるが、一方で人手不足となっており、そういう社会環境の変化に応じた手立てへの考えはあるのか。

労務単価の推移はどんどん上げているということで、賃金アップはある程度やっているだろうが、賃金アップ以外のところで、人手不足に対する対応をどう考えてどのように盛り込んでいくべきなのかについてどう考えているのか。

事務局

人手不足の対応を契約の面からどう考えていくのかということだが、労働賃金をしっかり確保して、建設業等にもしっかり人が来るような労働環境の確保に努めている。

また、今技術者が不足しているということあり、国の方では配置する技術者の条件の緩和を検討、実施されているので、本市においてもそれに合わせて技術者の配置の緩和等を行っていく。

土淵委員

週休2日モデル工事の実施について、週休2日制にすることによって、休んだ部分が影響し、1日働かないところの賃金が月収から減ることはあるのか、しっかり賃金は払われるのか。

また、労働環境をきちんと確認できているのか。どのような環境で働いているのかなど、実態をつかんでいるのか。

事務局

週休2日モデル工事については、業界団体からも、若者の確保に向け魅力ある職場にしたいということで週休2日がいいのではないかと意見がある一方で、必要な経費、適正な工期の確保ができない、また、現場で働いてる方は労働日数が減るために給料が減ってしまうのではないかと心配の意見を伺ってる。

本市の週休2日モデル工事には2種類あり、元から経費を補正して設計金額に上乗せして発注する場合と、週休2日を達成したら補正して契約金額に上乗せする場合があります、どちらも給料が減るといったことがないようにし、適切な賃金が確保できるよう取り組んでいる。

下請、孫請等の業者の労働環境の把握については、一定の予定価格以上の契約については、労働関係法令遵守状況報告書の提出を求めており、これは、下請業者分も元請業者で集約し、元請業者分と合わせて本市に提出いただくことになっており、それをチェックしているため、報告書により一定把握している。

川勝委員

週休2日モデル工事について、この工事を請負う労働者の環境の改善に向けて、取組の方向性は望ましいと思うが、一方で、発注者側にとっては、工期を長く設定せざるをえなくなるので、発注者側はこれまで以上に計画的に発注を整理していかなければいけない。労働者の環境確保ということと発注者側の発注計画をうまくバランスが取れるようにしていく必要がある。

週休2日を徹底したことで、請負者側がそれに対してどういう評価をされているのか。これを事後検証していく必要があるのではないかと。

週休2日になってフレッシュに次の週を働けるというのはあると思うが、一方で多くの仕事を抱えている場合に、2日休みがあることで柔軟に仕事を進められなくなるという側面も出てくる可能性もある。

人員確保について、週休2日を徹底していくことは、労働者側からしたら非常に良いことだと思うので、ハードワークを回避したい方々など、建設業にもっとアプライしていくような人たちが増えていくことに結びつくのかどうかなど、請負事業者の声を聞く機会を作ってはどうか。

事務局

週休2日モデル工事においては、週休2日でできるよう十分な工期を設定して発注している。

発注の時期については、自治体は単年度予算のため、例えば、工期の長いものは年度の最初に発注し、工期の短いものは年度途中で発注するなど、発注時期をずらしている。また、格付発注を指定した入札は、例えば同時期に同じ価格帯で発注しても応札者がいないことも考えられるので、計画的に発注している。

週休2日工事を受注した業者の反応は確認し、紹介する方向で検討する。

人員確保については、建設業は休みが少ない、賃金が安いといった理由で敬遠される方もいるかもしれない。週休2日や労務単価の引上げを通して人材確保を図っていくような取組を国全体で進めているという理解である。

川勝委員

大学のキャリアサポートセンターに携わったこともあり、最近学生の就職活動の状況を見ると、建設業にかかわらず、就職先を決定するための優先順位の傾向として、以前に比べると、良い職場環境というのがより求められている印象がある。極端に言えば、給料よりも職場環境が大事だと思う学生も多い。

この職場環境というのは、土日とは別に休暇がしっかり取れるか、残業がどれくらいあるかだけではなく、人間関係や様々な要素が関わってくるとは思うが、休暇が取りにくいことなどがないような環境の優先順位がより高くなっている印象がある。

この週休2日の取組が、若者などの人員を確保することに対して、どういう効果をもたらすのかという検証は、どの業界でも必要なのではないかとと思う。

松島委員長

これから人手不足や、労働環境も考慮して、週休2日の実施や工期の調整など検討いただければと思う。

西野委員

23ページの公契約基本条例に対する意見の中で、建設キャリアアップシステムの推進を図るために、入札契約制度への加点評価等の導入をとという意見がある。

今年になって、技能労働者の加入も100万人を超え、定着が図られてきたかと思っている。

京都市では、等級格付制度での加点はないようだが、今後、考慮していく予定があるのか。

それから、技能労働者の適切な賃金のための原資の確保について、最近の資材高騰に伴って、市でもスライド条項について協議をして、それに基づく支払をした工事があったか。

また、予定価格について、今後も適正な予定価格の設定に努めていくということであるが、一方で、落札率が90パーセント程度と非常に競争環境が働いていて合理的な調達ができているという見方と、他方で予定価格はいかに適正なものであったとしても、それに対して実際の工事契約が適正なものになっているか、その競争の原資を労働者の賃金に求めるのをやめようということで、いろんな団体から意見が出てきているところだと思うので、今後どのように見ていくのか、予定価格とか最低制限価格の設定の仕方について、何か考慮される予定か。

事務局

まず、キャリアアップシステムは、今のところ等級格付での加点はないが、総合評価による入札の一部で、技術評価において導入を加点要素にしている。

インフレスライドについては、昨年度も数件行っている。

予定価格については、設計労務単価の反映や、資材の物価についても最新の物価本を反映して設計に取り組んで、できる限り実情に応じた積算をして発注している。

現状、更に上乘せというのは考えていないが、今後も、国の基準に準じて、適正な予定価格、最低制限価格等を設定していく。

西野委員

予定価格について色々と配慮されながら設定されているということで、それと合わせて競争環境を確保していくということになると、労働者の原資を確保できているかということで見ると、最低賃金の中央値と平均値を国が出しているような標準労務単価と比べてどれぐらいの割合が確保できているかということを見ていくことも、必要であると思う。資料で出されている最低賃金の中央値は、工事に関わる技能労働者分だけではなく全体のものだと思うが、おそらく、労働関係法令遵守状況報告書から工事に関わる技能労働者分を抽出することは可能かと思う。

事務局

労働関係法令遵守状況報告書における最低賃金について、工事契約を抽出して、計算できるかどうかについては検討する。

松若委員（意見紹介）

①京都市公契約基本条例施行要綱において、相談通報窓口があるが、相談通報件数はどうか。

②2点目は通報者、相談者の保護の仕組みが整っているのか。

③通報相談窓口の周知においては、通報者の保護が図られているということも含めて周知することが大切ではないか。

事務局

①本市の契約において労働関係法令が遵守されていないといった相談はない。

②公契約基本条例で規定しているものはないが、京都市情報公開条例の規定により通報者を守っている。

また条例上、都道府県労働局や労働基準監督省への情報提供をするということにもなっているが、通報者の情報や事案の内容を伝えていいかというのは本人同意を得たうえで提供することになると考えている。

③京都労働局の総合労働相談コーナーや京都府保証相談書など、他にも事例があるので情報収集しながら、できる対応について図っていききたい。

適正な労働環境の確保を図るためには関係機関との連携が必要になってくるので、まずは、通報者からの話をよく聞き、必要に応じて関係機関との連携を図っていくというのが、現在の手順となっている。各事例に応じて、通報者相談者の希望も含め様々なものがあると思うので、しっかりと話を聞いて、柔軟に対応していくというのが手順と考えている。

公契約を通じて社会的な課題の解決に資する取組について

野田委員

契約の制度で一番重要なことは、公正な競争の確保だと思う。公正な競争を確保すれば、最も有利な価格及び最も良い品質を確保できるということがあると思う。その観点から、労働法の趣旨というのは競争条件に関わることなので、これは労働ダンピングを許さないという公正、競争の話だと思う。

それに対して発注を市内業者に限定するというのは、例えば六地蔵の工事において、京都市側の業者は参加できて、宇治市側の業者が参加できないことに合理性があるとは思えないので、公正さを確保するということは全く別の観点からの制約だと思うが、公正さを確保するという観点から「公契約を通じて社会的課題を解決する取組」を見ると、環境、男女共同参画、暴力団排除等となっている。

中でも障害者法定雇用率達成というのは、一定の属性の人を一定割合雇いましょうというのは、雇用の中身に関わることなのでこれある種、企業の競争条件に関わるものであり、そうすると単に社会的課題の解決という面もある一方で、競争条件で平等を確保するという、そういう意味で入札の公正さとも無関係ではない。その観点では障害者法定雇用率達成事業者は、令和4年度で48者と、他の項目と比べるとかなり低いように思う。

法定雇用率の達成は、障害者雇用促進法上の義務だと思うが、この義務を満たしていないということが、工事契約での格付加点にしか影響しないのか。

事務局

法定雇用率を達成しなくてもよいというメッセージを発信してるわけではない。

貴重な意見として、社会的課題の解決状況について、何か評価できるかなど、今後も研究していきたいと思う。

野田委員

例えばISO14000シリーズを取ったからといって環境が良くなるという論理的必然性はないし、災害応急協定というのは、いざという時に働いていただくということでこれ自体は受注に繋がる話。それと違って、障害者法定雇用率というのは基本的人権の確保という側面もあり、企業から見るとコストアップ要因にはなるだろうから競争要件ということでもあり、それが単なる加点要素だけなのか。直感的にはISOを取っていることとは次元の違う話ではないかと感じるので、ぜひ検討いただけたらと思う。

柏原委員

格付において、国家資格を有する女性技術者の雇用に対して加点しているが、国家資格を有する男性の技術者に対して特に加点はないのか。

事務局

格付の加点項目に男性技術者の項目はないが、一部の種目・等級において所定の技術者数を評価したり、要件としたりしている。例えば、ある工事のA等級では所定の技術者を何人以上必要、B等級だと何人以上必要などとする仕組みもある。

柏原委員

世間的に男女平等と言われてる中で、何年後も女性を理由として加点し続けられるものかと疑問に思った。

松島委員長

女性が当たり前になったから加点項目に入れないというのが理想的ではあるが、それに至るまでのプロセスとして多分必要なのところもあるということだと思うが、貴重な意見である。

その他

中野委員

就任後初めてのため、これまでの経緯や、進行などよく分かってないが、契約審査専門部会の審議結果について、情報が一般的に簡潔にまとめられているものの、何者入札をされたのかなど、もう少し詳しい情報があっていいと思う。一方で、詳し過ぎると、契約審査専門部会でやっている意義が薄れてしまうので、資料について、情報を選択して内容を補強してはどうか。

松島委員

部会では議論を重ねた結果ではあるものの、事務局においては少し検討いただければと思う。

小括

川勝委員

部会ではかなり詳細な情報から個別案件を扱うことになっているので、かなり厚みのある情報に基づいていろいろ分析し、コメントさせていただくプロセスがあるが、この全体会においては、もう少しマクロ的、全体像をつかむ、そういう観点から必要な情報がもう少しあった方がいいのではないかな。

具体的には、例えば落札率の推移や、参考として幾つかの数値が紹介されているが、京都市で行われている様々な公契約の競争性や、公正性、透明性というものがしっかりと担保されてるかどうかを大枠で判断するためには、今提示されているデータに加えて、例えば、失格件数、くじ引きの発生率、原則競争入札と言われてる中で随意契約がどれぐらいの件数推移しているのかなど、もう少し付け加えてもらえると、全体のトレンド、この制度がうまく機能しているか否かをより判断できると思う。重要なのは競争性が担保されているかどうかだと思う。

例えば、24ページの参考2のように入札件数に対して応札者数がこれぐらいあると、一定、競争性が担保されているように見えるが、部会で扱った個別案件では、実は競争性が担保できていないのではないかなというのもあった。条例の効果の全体像をつかむという指標としては難しいかもしれないが、競争性を担保するのは発注者側、請負側の双方にとって非常に重要ではないかなと考えているので、今後この委員会の中で、我々がもう少し全体像を把握するための情報を出していただけるとありがたい。

松島委員

京都市公契約基本条例がしっかり機能しているかということ、いろいろな観点で見るということは非常に大事だと思う。

1つの指標だけで見るのはかなり難しいが、労働環境を確保されてるか、SDGsに向けて達成できてるかなど、可能な限りデータで見たいと思う。

この委員会自体は、公契約基本条例に基づき適切に運用されてるかということを評価するという場だと思うが、京都市公契約基本条例の第1条に、「…もって地域経済の健全な発展及び市民の福祉の増進に寄与する。」と目的が明記してあるので、何をもって健全な発展なのか、何をもって福祉の増進なのかは非常に難しいが、引き続きいろいろな角度から情報を見ていけるよう、努力していきたい。

事務局

全体的な把握のための資料の充実等については、集計可能なデータを検討しつつ充実を図っていききたい。